

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための
枠組みづくり

〔 国 〕

〔 地方公共団体 〕

子ども・若者育成
支援推進大綱

勘案

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

策定

子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長:総理)

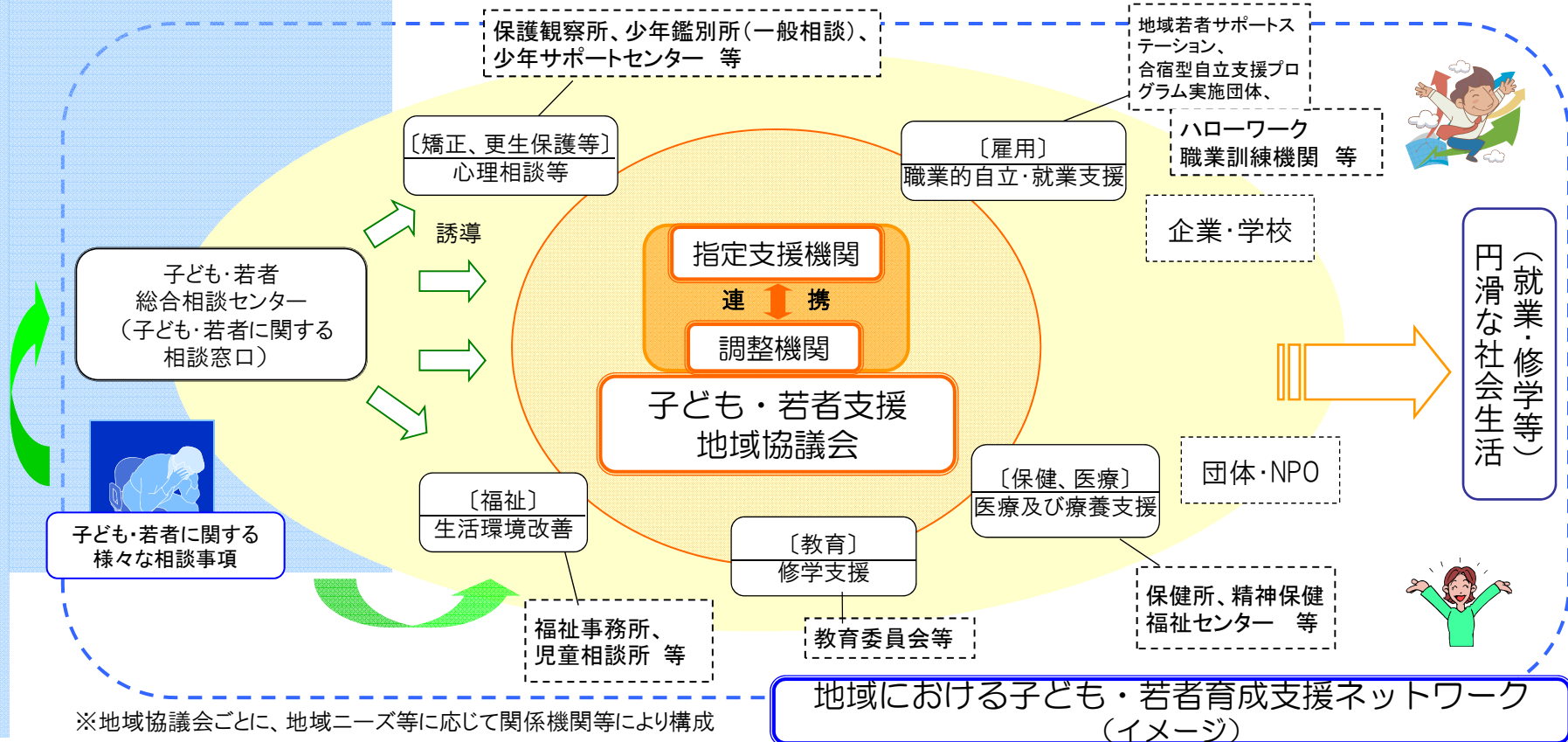
基本理念

国の基本的な施策等

- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
- ・ 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・ 社会環境の整備
- ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・ 年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・ 関係機関等 : 各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善〕
〔修学・就業 知識技能の習得 等の支援〕
- ・ 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置): 支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ① 調整機関: 協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ② 指定支援機関: 支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国 : 調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)